

刈谷市老朽空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理不全の空き家の除却を推進することにより地域住民の良好な生活環境を確保するため、空き家の除却工事を実施する者に対し交付する刈谷市老朽空き家除却費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物をいう。

(2) 老朽空き家 市内に所在する空き家のうち昭和56年5月31日以前に着工されたものであって、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める表により算出した各評定区分における評点の合計が50以上のものをいう。

ア 住宅（イ又はウに該当するものを除く。） 別表第1

イ 鉄筋コンクリート造の住宅 別表第2

ウ コンクリートブロック造又は補強コンクリートブロック造の住宅 別表第3

(3) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空き家とする。

(1) 1年以上使用されていない老朽空き家で、その延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものに限る。

(2) 個人が所有するものであること。

(3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利の権利者が当該空き家の除却に同意している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に除却が必要と認める空き家を補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象空き家の所有者又は当該所有者と同等の権利を有する者（補助対象空き家が共有である場合は、共有者全員の同意を得ている者に限る。）

イ アに該当する者の同意を得た補助対象空き家が所在する土地の所有者又は当該土地の所有者と同等の権利を有する者

(2) 市が賦課徴収を行う税金の滞納がないこと。

(3) 暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

(1) 解体業者が補助対象空き家を除却する工事（以下「除却工事」という。）であること。

(2) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること。

(3) 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。

(4) 空家法第22条第3項による命令を受けて行うものでないこと。

(5) 公共事業による移転等の補償の対象となっていないものであること。

(6) 他の制度等に基づく補助金の交付の対象となる工事でないこと。

(7) 第12条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家の除却に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、補助対象空き家1棟につき20万円を限度とする。

(補助対象空き家の判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象空き家判定申請書（様式第1号。以下「判定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図及び配置図

(2) 補助対象空き家の外観写真（複数の方向から撮影したもの及び損傷状況が分かるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象空き家の判定)

第9条 市長は、判定申請書を受理した場合は、現地調査を行い、補助対象空き家に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、補助対象空き家判定結果通知書（様式第2号）により判定申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 前条の規定による補助対象空き家に該当する旨の通知を受けた者は、除却工事に着手する前に、老朽空き家除却費補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第4号）

(2) 補助対象空き家の登記事項証明書又は所有者及び建築年次が確認できる書類

(3) 除却工事の見積書の写し（補助対象経費の額が分かるものに限る。）

(4) 共有であり、若しくは所有権以外の権利が設定され、又は所在する土地の所有者若しくは当該土地の所有者と同等の権利を有する者が補助対象者である補助対象空き家にあつては、委任状（様式第5号）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第12条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、老朽空き家除却費補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第13条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、老朽空き家除却費補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、老朽空き家除却費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（工事の中止）

第14条 補助決定者は、除却工事を中止しようとするときは、老朽空き家除却工事中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助決定者は、除却工事が完了したときは、当該除却工事が完了した日から30日を経過する日までに、老朽空き家除却費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事の契約書の写し又はこれに類するもの

(2) 除却工事の領収書の写し又はこれに類するもの

(3) 除却前及び除却完了後の全景写真

(4) 建設リサイクル法律第10条第1項の規定による届出に係る届出書（刈谷市の受付印又は課等受付印が押印されたものに限る。）の写し又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3に規

定する産業廃棄物管理票の写し

(５) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第1（第2条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4 排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	10

備考1 一の評価項目につき該当している評価内容が複数ある場合においては、当該評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点を当該評価項目についての評価点とする。

2 一の評価区分における評価点の合計が当該評価区分における最高評価点を超える場合は、当該最高評価点を当該評価区分における評価点とする。

別表第2（第2条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	基礎の建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	(2) 外壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(3) 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	(4) 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10	
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
3 排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	10

備考1 一の評価項目につき該当している評価内容が複数ある場合においては、当該評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点を当該評価項目についての評価点とする。

2 一の評価区分における評価点の合計が当該評価区分における最高評価点を超える場合は、当該最高評価点を当該評価区分における評価点とする。

別表第3（第2条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	55
		イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		ウ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	(2) 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(3) 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	(4) 開口部	ア 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	
		イ 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
	(5) 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10	
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さ		

		び汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		雨どいがないもの	10	
3 排水設備	雨水		10	10

備考 1 一の評価項目につき該当している評価内容が複数ある場合においては、当該評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点を当該評価項目についての評点とする。

2 一の評価区分における評点の合計が当該評価区分における最高評点を超える場合は、当該最高評点を当該評価区分における評点とする。

3 小屋組が木造である屋根の評価内容及び評点にあつては、この表の規定にかかわらず、別表第 1 の評価内容及び評点を適用する。